

令和元年度第3回 島根県警察育休任期付職員採用(登録)試験受験案内

令和元年10月16日
島根県警察本部

島根県警察本部の諸機関で、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員(以下「育休任期付職員」と言います。)を募集します。

育休任期付職員

- この試験の合格者は、令和元年12月以降において、職員の産前産後休暇期間中(概ね16週間程度)は臨時職員として採用されます。
- その後、選考を経た上で、職員の育児休業期間を任用の限度として、任期を定めた育休任期付職員として採用されます。育休任期付職員としての任用期間は、概ね6月以上3年未満ですが、職員の育児休業期間に応じて、採用時に決定することになります。
- また、この試験の合格者については、併せて「育休任期付職員採用候補者名簿」に登録されます。上記任用期間後においても、登録有効期間中に、新たに育児休業を取得する職員があった場合には、再び採用されることがあります。ただし、職員の育児休業の取得状況等によっては、すぐに再び採用されるとは限りませんし、再び採用されない場合もあります。
- 登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年です。

- ◆受付期間 令和元年10月16日(水) ~ 令和元年11月5日(火)
郵送の場合、11月5日(火)必着
持参の場合、受付時間は、午前8時30分~午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ◆試験 令和元年11月13日(水)
- ◆合格発表 令和元年11月22日(金)
- ◆任用予定 令和元年12月上旬

1 募集職種、勤務地、登録予定数及び職務内容

職種	勤務地	登録予定者数	職務内容
保健師	松江地区	1名	島根県警察本部に勤務し、専門的業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) 保健師については、(1)に加え、保健師の免許を有する人

3 試験の日時、試験会場

職種	試験日時	試験会場
保健師	令和元年11月13日(水) 開場 13:10~ 作文試験 13:30~14:30 面接試験 14:45~	松江市殿町8-1 島根県警察本部

(注1)遅刻者は試験開始後15分以降は受験できません。

(注2)HB若しくはBの鉛筆又はシャープペンシル及びプラスチック消しゴムを持参してください。

(注3)試験の結果は、令和元年11月22日(金)に合格者に通知するほか、インターネットでも掲示します。

4 試験の方法

試験項目	問題形式	配点	内 容
作文試験 (1時間)	記述式	50点	専門的な知識及び文章による表現力、課題に対する理解力等について作文試験を行います。
面接試験		50点	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。

※試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

5 受験手続

(1) 提出書類

- 育休任期付職員採用(登録)試験申込書(別紙様式) 1部
- 履歴書(市販のJIS規格) 1部
顔写真は裏面に氏名を記入し、はがれないようにしっかり貼ってください。
- はがき 1部
受験票として使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、官製はがき以外は63円切手を貼付してください。(※はがきの宛名には「様」と書いてください。)
- 受験資格を有することを証明する書類(※保健師のみ)
資格免許証等の写し

(2) 提出期限、方法

上記提出書類を、**島根県警察本部警務課人事係** に直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「育休任期付申込」と朱書きし、**簡易書留郵便**にしてください。

受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和元年10月16日(水)から令和元年11月5日(火)までの午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送による場合は、令和元年11月5日(火)必着とします。

(3) 受験票の交付

受付締切後に受験票を返送します。受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・横3.5cm縦4.5cm)を貼り付けて試験の当日持参してください。なお、試験日の前日(土曜日、日曜日、祝日の場合には、その直前の開庁日)になっても受験票が到着しないときは、**島根県警察本部警務課人事係** に必ず問い合わせてください。

(4) 書類提出先・問い合わせ先

〒690-8510 松江市殿町8番地1 島根県警察本部警務課人事係(警察本部3階)
TEL 0852-26-0110(内線 2616)

6 採用、給与及び勤務時間等

(1) この試験の合格者は、原則として職員の産前産後休暇期間中(おおむね16週間程度)は臨時職員として勤務していただきます。その後、選考を経た上で、職員の育児休業期間を任用の限度として、任期を定めた育休任期付職員として採用します。

(2) 職員の産前産後休暇期間中に臨時職員として任用された場合の勤務条件(平成31年4月1日現在)は、次のとおりです。

ア 日額賃金 8,600円(保健師)

通勤手当月額 12,000円以内

イ 休日 原則、土日、国民の祝日、年末年始

ウ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 育休任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等について職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されますが、育児休業をすることはできません。

採用後は、一般職の職員として勤務していただくことになり、給与、勤務時間等は次のとおりです。

ア 採用時の給料月額、次の表のとおりです。このほかに任期の定めのない職員と同様に、期末勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。
(学校卒業後の経歴を有する人は、その経歴に応じて給料月額を決定します。)

職 種	初任給月額	初任給の上限※
保健師	209, 265円	244, 159円

※学歴により初任給の上限の金額が上記を上回る場合があります。

イ 良好な成績で勤務した場合、昇給の対象となります(ただし、平成31年4月1日現在で55歳以上の人を除きます)。

ウ 育休任期付職員として6月以上勤務して退職する場合には、退職手当が支給されます。

エ 勤務日、勤務時間については以下のとおりです。

勤務は完全週休2日制で、月曜日から金曜日までの5日間、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分で、週38時間45分です。

(4) この試験の合格者は、併せて、「育休任期付職員採用候補者名簿」に登録されます。上記任用期間後において、登録有効期間中に、新たに育児休業を取得する職員があった場合には、再び採用されることがあります。その場合、同様に職員の産前産後休暇期間中は臨時職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。登録有効期間は、登録開始日(合格発表の日)から3年間です。

8 試験結果の開示について

試験の結果については、島根県個人情報保護条例第22条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。口頭による開示の請求は、受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)を持参の上、下記開示場所で行ってください。(電話は不可)

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
合格者及び不合格者	総合得点、種目別得点及び総合順位	合格発表日より1か月間	島根県警察本部警務課 (松江市殿町8番地1警察本部庁舎3階)

(注)「顔写真付きの身分証明書」の例:運転免許証、学生証、旅券等